

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 知事及び副知事の平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料を減額することとした。（附則第33項関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

1 退職手当の額を引き下げることとした。（第1条～第4条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第4条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第4項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第26項関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第28項関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 次に掲げる手数料を徴収することとした。（別表第3関係）

(1) 業務管理者試験合格証等再交付手数料

(2) 業務主任者試験合格証等再交付手数料

2 調理師法等に関する事務が保健福祉部から環境生活部に移管されることに伴い、所要の整備をすることとした。（別表第3、別表第4関係）

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 情報公開条例（第1条関係）

(2) 個人情報保護条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のカワウ等の捕獲等の許可に係る事務を、新たに滝沢村が処理することとした。（別表第1、別表第2関係）

2 財団法人岩手県文化振興事業団の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

3 土地区画整理法第76条第1項の規定に基づく土地の形質の変更、建築物の新築及び物件の設置等の許可等に係る事務を、新

たに市が処理することとした。(別表第2関係)

- 4 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の受給資格及び額の認定等に係る事務を、新たに平泉町が処理することとした。(別表第2関係)
- 5 障害者自立支援法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 6 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同令第4条第1項の現況の届出の受理等に係る事務を、新たに平泉町が処理することとした。(別表第2関係)
- 7 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を、新たに平泉町が処理することとした。(別表第2関係)
- 8 岩手県自然環境保全条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 9 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 10 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合には、ばい煙排出者に対し、改善等を命じることができるとした。(第17条関係)
- 2 健康有害物質を製造し、使用し、又は処理する汚水等排出施設を設置する場合には、汚水等排出施設の設備について届け出なければならないこととした。(第24条関係)
- 3 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合しない場合には、計画の変更等を命じることができることとした。(第27条関係)
- 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の設置に係る実施の制限に、設備の変更を加えることとした。(第28条関係)
- 5 健康有害物質使用汚水等排出施設に係る構造基準等の遵守義務について定めることとした。(第29条の2関係)
- 6 健康有害物質使用汚水等排出施設に係る構造基準等が遵守されていない場合には、改善等を命じることができることとした。(第30条の2関係)
- 7 汚水等排出施設の破損等の事故が発生した際に応急措置を講じる対象に、汚染状態が排水基準に適合しないおそれがある水を加えることとした。(第32条関係)
- 8 ばい煙量等の測定結果及び健康有害物質使用汚水等排出施設の定期点検の結果の記録を保存しなければならないこととした。(第89条関係)
- 9 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造等に係る改善命令等に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第95条関係)
- 10 ばい煙量等の測定結果及び健康有害物質使用汚水等排出施設の点検結果を記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、10万円以下の罰金に処することとした。(第99条関係)
- 11 その他所要の整備をすることとした。(第26条、第28条の2、第30条、第98条関係)
- 12 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を平成26年6月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 社会福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県新型インフルエンザ等対策本部条例（条例第22号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の規定により、岩手県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 岩手県新型インフルエンザ等対策本部の組織について定めることとした。（第2条関係）
- 3 岩手県新型インフルエンザ等対策本部の会議について定めることとした。（第3条関係）
- 4 岩手県新型インフルエンザ等対策本部の部について定めることとした。（第4条関係）
- 5 岩手県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めることとした。（第5条関係）
- 6 施行期日

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第23号）

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 岩手県県税条例（第1条関係）
 - (2) 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第2条関係）
 - (3) 療育センター条例（第3条関係）
 - (4) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（第4条関係）
 - (5) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（第5条関係）
 - (6) 岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（第6条関係）
 - (7) 障害者自立支援対策臨時特例基金条例（第7条関係）

- 2 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）

- 3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)及び1(3)（いずれも表2の項の改正部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。（第55条の2関係）
- 2 基準該当児童発達支援事業所の設備の基準について定めることとした。（第55条の3関係）
- 3 基準該当児童発達支援における利用定員について定めることとした。（第55条の4関係）
- 4 指定児童発達支援に関する規定の基準該当児童発達支援の事業への準用について定めることとした。（第55条の5関係）
- 5 指定生活介護事業所に関する特例について定めることとした。（第55条の6関係）
- 6 指定通所介護事業所に関する特例について定めることとした。（第55条の7関係）
- 7 基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。（第72条の2関係）
- 8 基準該当放課後等デイサービス事業所の設備の基準について定めることとした。（第72条の3関係）
- 9 指定児童発達支援に関する規定の基準該当放課後等デイサービスの事業への準用について定めることとした。（第72条の4関係）

10 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。（第40条関係）

11 その他所要の整備を行うこととした。（目次、第1条、第4条、第6条、第48条、第50条、第72条関係）

12 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、3（表2の項の改正部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第25号）

1 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）等の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設等が入所定員等を超えて入所させることができるやむを得ない事情を加えることとした。（第1条～第7条関係）

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の一部改正に伴い、指定生活介護事業所等に置くべき従業者の員数に関する経過措置を設けることとした。（第2条、第4条関係）

3 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）等の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等が就職の状況の報告をしなければならない障害福祉サービスの種類を削ることとした。（第3条、第7条関係）

4 障害者自立支援法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。（第1条～第7条関係）

5 障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。（第1条、第2条関係）

6 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、5は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成25年法律第2号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条、第9条関係）

2 特定地方独立行政法人の職員について、この条例を適用することとした。（第9条関係）

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 漁港施設等の占用料及び公共空地等占用料のうち、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を減額することとした。（別表第2、別表第5関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 道路法第32条第1項第7号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設に新たに太陽光発電設備等が加えられたことに伴い、その占用料の額を定めることとした。（別表関係）

2 その他所要の整備をすることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 漁港区域に係る海岸保全区域の占用料の額を減額することとした。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 父子家庭についても、県営住宅に優先的に入居させることができることとした。(第7条関係)

2 県営住宅に県営平田アパートを加えることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、2は、規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 港湾施設の占用料の額を減額するとともに、併せて所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年5月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料をその2分の1の額に軽減する特例措置を講ずる期間を、平成26年3月31日まで延長することとした。(附則第3項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 電気事業における総最大出力を147,451キロワットから147,461キロワットに、発電施設である胆沢第四発電所の最大出力を160キロワットから170キロワットに改めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第1関係)

(1) 検定済遊技機認定手数料

(2) 連続作動特定装置ぱちんこ遊技機認定手数料

(3) 非連続作動特定装置ぱちんこ遊技機認定手数料

(4) ぱちんこ遊技機認定手数料

(5) 胴式遊技機認定手数料(マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。)

(6) アレンジボール遊技機認定手数料

(7) じゃん球遊技機認定手数料

(8) 遊技機認定手数料

(9) 連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式検定手数料(マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。)

(10) 非連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式検定手数料(マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。)

- (11) ぱちんこ遊技機型式検定手数料
 - (12) 回胴式遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (13) アレンジボール遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (14) じゃん球遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (15) 連続作動特定装置ぱちんこ遊技機試験手数料
 - (16) 非連続作動特定装置ぱちんこ遊技機試験手数料
 - (17) ぱちんこ遊技機試験手数料
 - (18) 回胴式遊技機試験手数料
 - (19) アレンジボール遊技機試験手数料
 - (20) じゃん球遊技機試験手数料
 - (21) 遊技機試験手数料
 - (22) 連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (23) 非連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (24) ぱちんこ遊技機型式試験手数料
 - (25) 回胴式遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (26) アレンジボール遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
 - (27) じゃん球遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵しないものに係るものに限る。）
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、次に掲げる手数料の額を減額することとした。（別表第1関係）
- (1) 短期間ぱちんこ屋等風俗営業許可申請手数料
 - (2) ぱちんこ屋等風俗営業許可申請手数料
 - (3) 短期間風俗営業許可申請手数料
 - (4) 風俗営業許可申請手数料
 - (5) 試験済遊技機認定手数料
 - (6) 回胴式遊技機認定手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (7) 試験済遊技機型式検定手数料
 - (8) 他都道府県検定済遊技機型式検定手数料
 - (9) 連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (10) 非連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (11) 回胴式遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (12) アレンジボール遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (13) じゃん球遊技機型式検定手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (14) 連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (15) 非連続作動特定装置ぱちんこ遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (16) 回胴式遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (17) アレンジボール遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (18) じゃん球遊技機型式試験手数料（マイクロプロセッサを内蔵するものに係るものに限る。）
 - (19) 遊技機変更承認手数料
- 3 遊技機試験及び型式試験を行う指定試験機関の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（別表第1関係）
- 5 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)